

# 日本イギリス哲学会

## 第32回総会・研究大会

### プログラム・報告要旨

**Japanese Society for British Philosophy**

Program of the 32<sup>nd</sup> Annual Conference  
at Teikyo University

期日 2008年3月27日(木)・28日(金)  
会場 帝京大学 八王子キャンパス  
東京都八王子市大塚357

# 第1日 2008年3月27日(木)

9 : 30 受付

11号館 1階ロビー

10 : 00 ~ 11 : 00 総会

11号館 8階 1181教室

11 : 00 ~ 12 : 00 記念講演

自己存在意識の発生と崩壊—共存のための理論を求めて—

春日 喬 (帝京大学・非会員)

紹介者 沖永 宜司 (帝京大学)

11号館 8階 1181教室

12 : 00 ~ 13 : 00 昼食・休憩

13 : 00 ~ 17 : 30 シンポジウムⅠ

イングランド-スコットランド合同のインパクト—合同300周年記念—

司会: 田中 秀夫 (京都大学) ・ 松園 伸 (早稲田大学)

11号館 8階 1181教室

13 : 00 ~ 13 : 10 発題 司会者

13 : 10 ~ 13 : 40 第1報告 歴史のなかのスコットランド - イングランド関係  
富田 理恵 (東海学院大学)

13 : 40 ~ 14 : 10 第2報告 「合同」と「スコットランド啓蒙」の形成  
篠原 久 (関西学院大学)

14 : 10 ~ 14 : 40 第3報告 スコットランド史解釈と1707年  
——ヒュームの歴史書はなぜ『イングランド史』になったか——  
犬塚 元 (群馬大学)

14 : 40 ~ 15 : 00 ティー・ブレイク

15 : 00 ~ 15 : 30 特定質問 村松 茂美 (熊本学園大学)

15 : 30 ~ 17 : 20 質疑応答

17 : 20 ~ 17 : 30 総括 司会者

18 : 00 ~ 懇親会

葛友館2階 食堂

## 第2日 2008年3月28日(金)

8:30

受付

11号館1階ロビー

8:50～12:10 個人研究報告（報告35分、質問15分）

第1会場 7階 1171教室

8:50～9:40 青木 滋之（日本学術振興会特別研究員）

ロックとニュートン—実験哲学の定式化と後世への影響

司会 大久保正健（杉野服飾大学）

9:40～10:30 小城 拓理（京都大学大学院生）

ロックの自然法について

司会 同上

10:30～11:20 林 誓雄（京都大学大学院生）

ヒュームにおける「道徳的信念」

司会 泉谷周三郎（横浜国立大学名誉教授）

11:20～12:10 田中 正司（横浜市立大学名誉教授）

カントの目的論とイギリス経験論

司会 同上

第2会場 7階 1172教室

8:50～9:40 佐藤 岳詩（北海道大学大学院生）

R.M.ヘアの普遍化可能性概念の形式性について

司会 桜井 徹（神戸大学）

9:40～10:30 水野 俊誠（慶應義塾大学大学院生）

R.ノージックの心理状態説批判の検討

司会 同上

10:30～11:20 米原 優（東北大学大学院生）

ミルにおける二つの自由概念

司会 関口 正司（九州大学）

11:20～12:10 池田 誠（北海道大学大学院生）

ロールズのミル解釈—自由原理と公共的理由—

司会 同上

第3会場 6階 1162教室

8:50～9:40 嘉陽 英朗（甲南大学経済学部非常勤講師）

進歩主義と出版—出版業者ジョージフ・ジョンソンをめぐって—

司会 只腰 親和（横浜市立大学）

9:40～10:30 信澤 淳（駒澤大学大学院生）

グラッドストンの『教会との関係における国家』とマコーリーの「グラッドストン論」

—初期ヴィクトリア朝における「政教分離」をめぐる議論の一事例として—

司会 同上

10:30～11:20 春日 潤一（カーディフ大学大学院生）

R.G.コリングウッドの実在論批判——初期テクストを中心に

司会 中釜 浩一（法政大学）

11:20～12:10 Christopher Yorke(University of Tokyo, University of Glasgow )

From States of Nature to the Natures of States

司会 山岡 龍一（放送大学）

12:10～13:00 昼食・休憩

13：00～13：30 臨時総会

11号館 8階1181教室

13：30～17：00 シンポジウムⅡ 言語行為論の再検討

11号館 8階1181教室

司会：一ノ瀬正樹（東京大学）・成田 和信（慶應義塾大学）

13：30～13：40 発題 司会者

13：40～14：10 第1報告 言語行為論による政治的自由論の再検討  
森 達也（専修大学兼任講師）

14：10～14：40 第2報告 言語行為における人称性と労働の交換  
伊勢 俊彦（立命館大学）

14：40～15：10 第3報告 社会的コミュニケーションの論理的ダイナミクス（Ⅱ）  
山田 友幸（北海道大学）

15：10～15：30 ティー・ブレイク

15：30～16：50 質疑応答

16：50～17：00 総括 司会者

17：00～閉会挨拶 会長・寺中平治

## 自己存在意識の発生と崩壊—共存のための理論を求めて—

春日 喬（帝京大学）

人間の自己意識はどのように発生し形成されるのだろうか。これは「私」という意識の発生であり、「私」がどのように生きるかという問題の原点である。私はなぜ生まれてきたのか、なぜ生きなければならないのか。「生まれ出る悩み」は、古くから生の哲学に深く根ざした洋の東西を問わず永遠の課題である。精神科医療、心理臨床の現場では、人間不信に支配され、自己の存在意識が崩壊に向かって限りなく減衰していく個人が、人間信頼を回復し、自己存在の意義と、生きることの意義を再発見するための支援活動に日夜専心している。自己存在意識の完全な崩壊は死を意味する。生まれたばかりの新生児が、人間不信と共に生まれて来るとは考えにくい。人間不信は、ヒトとヒトとの相互作用の中で醸成される。この源流をたどれば、母親の胎内の胎児の時代、胎生期に遡る。

出生前の胎児は母体の一部であり、胎児の存在は母体との生化学的相互作用によって保証されている。母体は生体システムとして機能し、生体内に異物が侵入すると生体は自己防衛として、免疫系を発動しこれを、非自己として攻撃し排除するように機能する。出産と同時に胎児は、新生児として母体から離れて独立した生体システムとなる。すなわち、新生児は、母体からは異なる非自己の存在となる。母子関係は、生化学的関係から社会的関係に変わることになる。ヒトという種は、生理的早産と言われるように、親の養育がなければ生存はおぼつかない。もし、母親が出産後、自分が生んだ新生児を認知的に非自己で「異物」と知覚すれば、親の育児行動は解発されず、異物を排除する虐待行動となる。新生児には、自己感覚はあるが、まだ自己意識はない。内臓感覚的存在形式が、外部の人間を知覚し、他者と相互作用をすることによって自己意識を形成して行く。これが内臓感覚系から外部知覚系への移行である。外部知覚系でヒトは他のヒトを知覚するのである。すべての種は、その種に特有の刺激（species-specific stimuli）があり、これによってその種の保存を図っている。ヒトの場合は、それはヒトの発するヒト刺激であり、対人状況でのヒト刺激を対人刺激（春日、1987）と定義する。発達初期の母子相互作用は、母と子の対人刺激の相互作用である。適正な質の対人刺激の相互作用がなければ、生体システムの発達と適正な機能の維持はありえないし、適正な自己存在意識の発生と形成はありえない。有害な対人刺激に曝されると、生体システムは機能不全となる。ヒトは孤立感を深め、自己存在意識が減衰していく。現代世界において、ヒトという種が共通に抱える問題は何か。地球規模の環境破壊もさることながら、情報技術（IT）革命による情報伝達の効率化により、直接的な対人的接触体験が欠落し、他者が排除すべき非自己となる。世界は有害な対人刺激に満ち溢れている。児童虐待、暴力、殺人。ヒト刺激のモノ刺激化の病理が進行している。デジタル化は精神の領域に及んでいる。異なる信念、異なる民族・宗教間の葛藤と殺戮。民族浄化の病理。情報伝達技術の発達に伴って人間が共存の能力を喪失して行くとすれば、文明の発達とは何か。心理学と哲学は今こそ手を携え、異質性排除の病理を克服し、「共存のための論理の構築」を目指すことが必要と思える。

## 第1報告

## 歴史のなかのスコットランド－イングランド関係

富田 理恵（東海学院大学）

通時的にスコットランド－イングランド関係を見ていくとき、その関係には定形のパターンがあることに気がつく。そのなかで1707年の出来事も考えてみたい。

イングランドは、ヘンリイ8世がカトリック教会から離脱し「異端」国家打倒を「大義」として他国が干渉する可能性が生じた1533年から、ヨーロッパの冷戦終結の1989年（ソ連崩壊1991年）まで、安全保障（軍事戦略上）の観点から、北方の国境線が脅かされることのなきよう、その北の領域を自らの陣営に引き入れておかねばならない必要があった。

そこでヘンリイ8世は、1543年にエドワード皇太子と乳児であったメアリ女王との婚約を成立させるが、半年でスコットランド政府が一方的に破談とした。これに反発したヘンリイはスコットランドに軍を派遣しヘンリイ没後もサマセットの軍が侵入する（「粗野な求愛」戦争）。イングランドは膨大な出費にもかかわらず、直接に得るものなく撤退した。

セシルは「粗野な求愛」戦争に従軍してその教訓を学び、スコットランドが主体的に親イングランド路線をとっていくのを後援するのが賢策であるとエリザベスに提言したと考えられる。以後イングランドによるあからさまな軍事侵略はない。

エリザベス即位当時のイングランドは、ブリテン島の南半分を領するに過ぎない島国国家であるという現実に直面する。ここで改めて三王国関係をどうするかが、プロテスタント国家として歩み始めたエリザベス治世当初の課題となったと考えられる。ここでセシルは、1560年2月にスコットランドのプロテスタントの反乱軍である会衆軍を援助する約束をした。この軍事介入とフランス出身の摂政の病死によって会衆軍が勝利し、スコットランドは、プロテスタント、親イングランド路線をとっていく。ただし直接の軍事力行使でないが、年金その他の手段によりイングランドから操作されるようになる。

1560年が基盤となって、1603年に同君連合が成立するものの、三王国の政治を調整するための機能する制度を作り上げることができなかったために、かえって摩擦が大きくなつた。契約派は、スイスやネーデルラントをモデルに連邦制の成立を構想するが実を結ばなかつた。スコットランドは自治都市総会の存在や一院制三身分の議会等、大陸国家の社団的な編成と共通点を持っていた。一方イングランドは古来の國制に誇りを捨てなかつた。教会も長老主義教会とアングリカンとは同じでない。こうした相違を、足して2で割るということもできなかつた。連邦制は、同規模の自動的な政治体が国家を形成するときには、典型的に機能する。しかしブリテンにおいては、三王国が不均衡な力関係にあったため、成り立たなかつた。イングランド側は、小が大を指図するのを嫌つたし、人口や経済力に見合うだけの発言力のみ与えられるとすれば、常にスコットランド側がイングランド側に妥協していくことになる。これは1707年以降議会を共有したとしても根本的に解決できない問題であるし、自治政府が成立した現在も行き詰まりに達する可能性がある。

それではなぜ「連合王国」が成立してきたか。第一に、軍事戦略上の理由から危機的な側面において、イングランドは「適切な」妥協を用意し事態を収拾してきた（1707年）。第二に、両地域の結びつきを強めるスローガンや政治目標が存在し続けた。1707年には、自由貿易、対仏戦争、反カトリックであり、19世紀には、帝国の共有、自由主義的理念、20世紀には、世界大戦と福祉国家であったといえよう。1707年についてみれば、植民地獲得競争の時代、ブリテンという強力な財政軍事国家の船に乗ったことは、単独でこの時代を航海するより賢明な決断であった。しかし20世紀までの政治目標は消滅した。21世紀、分権的で連邦的で平和な欧州が到来するとすれば、別の選択肢もあるのかもしれない。

## 第2報告

## 「合同」と「スコットランド啓蒙」の形成

篠原 久（関西学院大学）

第2報告として与えられたテーマを、スコットランド教会「長老派制度」確立後の「稳健派」集団による「牧師（教会）啓蒙」と、スコットランド諸大学「教壇」からの「教授（大学）啓蒙」という観点からとらえ、後者の成果としての「スコットランド道徳哲学」の内容と、「合同」後の議会の代替物（「教会総会」と「討論団体（クラブ）」）での議論に言及することによって、「スコットランド」啓蒙思想の特徴を探ることにする。同時に、これら牧師と教授の任命にあたって、合邦後のスコットランド「マネジメント」体制（「ボス支配」）を担った大貴族、とりわけアーチバルド・キャンブル（初代アイレイ伯、第三代アーガイル公）を中心とする「アーガイル派」の果たした役割の再検討をも課題としたい。

「長老派制度」の確立は「名誉革命体制」（1690）に求められるが、「稳健派」成立（1752）までのあいだは、確立した教会統治制度の内部で「恩恵」と「自由意志」（信仰と道徳）をめぐる神学論争が展開され（シムソン訴訟、精髓論争、キャンブル訴訟）、正統派的見解に対して新しい世代の牧師たちの意見表明のなかから、18世紀後半の「稳健派」と「福音派」が登場することになる。両派の対立点の一つが、「牧師任命権法」（Patronage Act 1712）をめぐるもので、会衆による牧師任命（良心の自由）に固執する福音派にたいして、教会と社会の「秩序」を重視する稳健派（ロバートスン、ブレア、ジョン・ヒューム、カーライル等）は国法による任命に与した。これら稳健派「教会人」および「大学人」（知識人として教会人は大学教授になりうる存在であった）の任命に大きな役割をはたしたのがアーガイルであった。「教授啓蒙」は彼の任命した大学人が担うことになる。

スコットランド諸大学（グラスゴウ、エдинバラ、アバディーン、セント・アンドルーズ）はいずれも18世紀末までには（従来の「リージェント制度」から）「教授制度」に移行し、各大学で独自のカリキュラムが考案されるが、教養学部（哲学部）の中心に置かれたのは、「道徳哲学」であった。スコットランド啓蒙の「総括者」としてのドゥーガルド・ステュアート（エдинバラ大学「道徳哲学」教授）は、19世紀初頭の『ブリタニカ百科事典』補巻において「ヨーロッパ学問史」の展開の形を借りて、「スコットランド道徳哲学」（その3部門としての「形而上学」、「倫理学」「政治学」）の特徴を紹介しようとした。彼のいう「形而上学」は「精神の力能と作用の解剖」すなわち「人間本性の分析」を意味し、倫理学と政治学もこの分析を土台とすべきものであった。イングランドの経験主義者たち、とりわけベーコンとロックが開始したこの方向を正当に受け継いだのが「スコットランド学派」もしくは「スコットランド哲学」であって、「ヒューム哲学」およびその哲学の批判から出発した「スコットランド常識哲学」もその枠組みはこの「道徳哲学」第1部門としての「形而上学」（精神哲学）であった。「倫理学」の実践分野は「自然法学」として展開しうる側面もみられるが、「スコットランド道徳哲学」の最も貴重な「成果」は、ステュアートによれば、第3部門の「政治学」が新しい学問としての「経済学」を生み出したことであった。

「スコットランド哲学」の総括者ステュアートは、19世紀初頭に「大学人事への教会の介入」、「聖職兼任」、「縁故主義」等を痛烈に批判することにより、世紀末に反動化した「稳健派」の総括をもおこなった。

第3報告

スコットランド史解釈と1707年  
——ヒュームの歴史書はなぜ『イングランド史』になったか——

犬塚 元（群馬大学）

この報告に求められているのは、1707年合同のインパクトについて、政治思想史研究の立場から報告することである。イングランドとスコットランドのこの合同については、様々な観点からのアプローチが可能である。近年ではなじみ深い、帝国や連邦という問題群との関連において扱うこともできようし、あるいは、スコットランド啓蒙に至る社会的・文化的前提を探るという関心のもと、政治と経済の関連や、思想的伝統の邂逅や相克に焦点を合わせる、ということもまた可能であろう。そうしたなか、この報告では、1707年をめぐる歴史解釈に注目したい。スコットランド啓蒙については、イングランドとの合同を肯定的に受け入れたうえでスコットランドに花開いた、「ユニオニスト啓蒙」（田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究』8頁）という性格規定も可能であるが、そもそも、スコットランドの知識人が、1707年の合同をどのような意味を持つ歴史的出来事として位置づけたか、というシンプルなテーマこそがこの報告の主題である。1707年の合同をどのように歴史的に位置づけるか、という問題は、それ以前のスコットランドの歴史をどのように理解するか、という問題と不可分である。つまり、この報告では、スコットランド史解釈のなかでの1707年の位置づけを手がかりに、1707年のインパクトを測定しよう、というわけである。

副題が示すように、この報告の具体的分析の中心は、デイヴィッド・ヒュームの『イングランド史』である。『グレイト・ブリテン史』として公刊が開始されたこの歴史書は、結局、『イングランド史』との表題に変更される。そして、当初は本文に組み込まれていたスコットランド史をめぐる叙述の多くは、巻末の後註へと追いやられる。なぜ『グレイト・ブリテン史』が断念され、『イングランド史』とされたのか。これまでのヒューム研究において、必ずしも明快に解答が与えられたわけではない——つまりは決定的な根拠資料を現状では欠く——この問題に対して、この報告は、ヒュームのスコットランド史解釈に注目することを通じて、仮説を提示したい。18世紀政治思想におけるスコットランド史解釈をめぐっては、ジョン・ロバートソンやコリン・キッドの業績など、この20年あまりの間に大幅に研究が進展しており、この報告では、こうした先行の研究成果を前提にしちゃうえで、ヒュームのスコットランド史解釈、1707年をめぐる彼の歴史解釈に光を当ててみたい。

この問題についての、私のこれまでの暫定的な見解は、拙著『デイヴィッド・ヒュームの政治学』214-15頁註1に示されている。また、ヒュームのスコットランド史解釈と対照されるべき、彼のイングランド史解釈についての私の最近の見解は、拙稿「『啓蒙の物語』の政治思想」「思想」（2008.2公刊予定）に示される。ご参考いただければ幸いである。

## ロックとニュートン 一実験哲学の定式化と、後世への影響

青木 滋之（日本学術振興会特別研究員）

ロックが『人間知性論』冒頭の「読者への手紙」で、自らの役割を、ボイル、シドナム、ニュートンといった自然学における大建築家の「下働き Under-Labourer」としたことはよく知られている。この「下働き」が何を意味するものであったのかについては、アレグザンダー（1985）、ジョリー（1999）を中心とした多くの研究者によって様々な解釈が提出されてきているが、ロックが念頭に置いていた作業の一つに、イングランド実験哲学の哲学的な擁護があったと考えるのは妥当である。それは、『人間知性論』で展開される議論内容からして、さらに、

- ・ ボイル、ニュートンが王立協会の主要メンバーであったこと
- ・ 『人間知性論』が、当時の王立協会会長であったベンブルクに捧げられていること
- ・ ロック自身が、医学・化学を中心としたイングランド実験哲学の環境の中で知的訓練を受け、王立協会の会員でもあったこと

等の状況的証拠からしても、明らかであろう。しかし、ロック哲学のこうした側面を扱う研究は、従来ボイルやシドナムとロックとの間の連続性／非連続性には注目してきたものの、ニュートンとロックとの関係、特に後世への影響を検討することに関しては、アクステル（1965, 1968, 1969）、ロジャーズ（1978, 1979, 1982）らによる優れた業績を除けば、殆ど省みられてこなかったように思われる。

本発表で私は、こうして等閑視されてきたロックとニュートンの思想的つながりに焦点を当て、ロックの認識論が、ニュートン自然学の認識論的な定式化に相当する貢献を行ったということを示したい。この目標のため、以下のような手続きで論じようと考えている。

まず始めに、ロックとニュートンの思想的背景が形成された時期に、それぞれの間には全く知的交流がなかつた事を簡潔に指摘する。我々が手にしている証拠によれば、ロックとニュートンは独立に思想を形成しており、ロックとニュートンが初めて面会した1689年は、それぞれの主著（『人間知性論（1690）』および『プリンキピア（1686）』）が完成していた後であったことが事実として挙げられる。

次に私は、それにも拘らず、ロックが『プリンキピア』をその内容を的確に理解した上で、自らの認識論の具体例として取り込んでいった点を指摘する。ロックは『プリンキピア』公刊後の1688年に、J.ルクレール編集のレビュー誌 *Bibliotheque Universelle* に『プリンキピア』のレビューを掲載しているが、これを境にしてニュートンへの尊敬の念を強め、『人間知性論』4版では、知識を扱う章でニュートンへの言及を新たに追加していくことが見出される。これは、ロックがすでにコミットしていた認識論がニュートンの業績によって修正を迫られず、むしろ、その認識論を支持する偉大な具体例として『プリンキピア』が扱われていることを示している。ニュートンとロックとの間には、実験哲学という共有された認識論的原理が存在しており、ロックの『人間知性論』で展開された認識論は、当時イングランドの自然学において具体的な形で現れ始めていた実験哲学の成果を、明確な形で定式化し、哲学的な見地から擁護したものだと考えられる。

そして最後に私は、上記で論じられたロックによる（ニュートン自然学を含んだ）実験哲学の定式化および擁護が、実際に18世紀のニュートン主義者たち（とりわけロジャーズ（1982）が指摘しているような、ニュートン自然学のコメンタリーの執筆者たち）によって共有されていった様子を指摘したい。こうして、ロックの認識論が当時のイングランド実験哲学の営みを支え、哲学的な見地から擁護する性格を持つものであったこと、実験哲学の営みに内在的なものであったことを示すのが、本論の最終的な狙いである。また、さらに一步進んで、こうしたロックの認識論が現代の認識論や科学哲学に与える示唆についても考察を巡らせる予定である。

## ロックの自然法について

小城 拓理（京都大学大学院生）

周知のようにダンを代表として、従来のロック研究はロックにおける神の存在を極めて重視してきた。しかし、神がいかなる意味で、そしてどの程度の役割を果たしているのかについては様々な議論がある。本発表は、主著はもちろん遺稿も踏まえながら、ロックにおける重要な概念である自然法を分析することで、ロックにおける神の役割を見定めることを目的とするものである。

現時点での本発表の概略は以下のようなものである。本発表は『自然法論』の校訂者であるフォン・ライデンによって提起されたロックの自然法は主意主義的なのかそれとも主知主義的なのかという問題から出発する。主意主義とは、自然法の拘束力の根拠を神の意志に求める立場であり、主知主義とはそれを正しい理性の指令に求める立場のことである。本発表は、この問題については、主意主義か主知主義かというような二者択一の枠組みそのものにとらわれることなく、両者の主張を極力生かす形で論じたい。まず、ロック自身が『自然法論』の中で法を構成する二つの要素として法の拘束力と法の内容とを挙げていることに着目する。そして、前者の役割を担うのが神の意志であり、後者のそれが理性であることを示す。こうすることで、ロックの自然法は服従根拠を神の意志に置くという点では主意主義的であり、導出根拠を理性に置くという点では主知主義的であると結論付けることができる。もちろん拘束力が神に由来する以上、神の存在を自然法から捨象することは不可能である。

しかし、自然法の認識の問題に目を転じてみると、神の存在が次第に後景に退いていくことが分かる。ロックは聖書を読むことが道徳を学ぶことであることを様々なところで書いている。だが、彼は聖書を読むことだけが道徳を学ぶ方法だと言っているわけではない。人間は理性によって、感覚経験を通じて自然法を知ることができるのである。ここでロックが着目するのが人間本性である。ロックによると人間は生来自己保存の欲求を持つ。しかし、人間が自己の利益のみ追求するのであれば、互いに傷つけあい、生きていくことが困難となる。よって、ある程度自己保存の欲求を制限する必要がある。ロック自身、道徳の役割は人間の欲望に一定のたがをはめることだと様々なところで述べている。そして、そのためには理性によって発見されるのが自然法なのである。しかし、理性によって自然法の内容を認識したとしても、人間は利己的であるがゆえに、それを遵守したがらない。なぜなら、自然法の賞罰は来世になって初めてたらされるがゆえに、誰もが現世における自分の幸福ばかり考えてしまうからである。では、どのようにして人間に自然法を守らせるのか。ロックによるとそれは統治を設立することによってなのである。

以上の議論から本発表が強調したいことは三つある。第一に自然法の拘束力の根拠に神を据えながらも、現世におけるその有効性に限界があることをロック自身が認めていることである。そして第二に、自然法の内容の認識から統治設立に至るまでの一連のプロセスにおいて、神に言及する必要性が無いということである。最後に第三に、ロックには、自分の信仰が自らの政治理論に影響を及ぼすことを意図的に抑制している節があることである。先述のように、神は自然法の拘束力を担保するがゆえに、ロックの自然法から神の存在を抜くことはできない。しかし、自然法の内実を鑑みると、その役割はかなり限定的なものに留まるというのが本発表で示したい結論である。また、以上のような研究は世俗化あるいは脱神学化に特徴を有するとされる近代自然法とロックの自然法とを比較するための有益な視座を提供するものと思われる。

## ヒュームにおける「道徳的信念」

林 誉雄 (京都大学大学院生)

「道徳は、我々の情念や行動に影響するものと想定されている。…そしてこのことは日常経験によって確証される。日常経験によれば、人々はしばしば義務によって支配され、不正義の意見によってある行動を思いとどまり、責務の意見によって他の行動に駆り立てられる。」

この文章は、十八世紀の思想家デイヴィッド・ヒュームがその主著『人間本性論』において「道徳」について語ったものである。何らの問題も含まれていないように見えるこの文章は、その解釈をめぐって、これまで数多くの議論がとり交わされてきた。議論となるポイントは以下の通りである。すなわち、ヒュームは我々が道徳的評価を行う際には、実際に道徳感情を感じていると述べている。そして道徳の場面においても、我々を動機づけるものは「(理性が取り扱う)観念や信念」ではなく「印象(情念や感情)」であるとされる(モラル・センス説)。こうした主張とは裏腹に、冒頭でも見られたように「道徳的な意見」とはある種の「観念や信念」であると考えられ、これらは理性が取り扱うものである。したがってここでは、つじつまの合わない主張がなされているよう見える。

こうした点は、先行研究では「ヒュームの理論に道徳的信念というものがあるのかどうか」という形で問われてきた。現代のメタ倫理学における言い方を当てはめるのならば、ヒュームは道徳に関して「認知主義」を探るのか、それとも「非-認知主義」を探るのか、ということになるだろう。

だがこうした問いにはそう簡単に答えることが出来ない。ヒュームの心の哲学は実に豊かな内容を持ち、そのため内実を理解・解釈するには多大なる困難が伴う。『人間本性論』第一巻における観念や信念についての考察、及び第二巻における情念や感情について考察は、いずれも複雑きわまりない。そして第三巻道徳論は、それ単独でも理解が可能であるとするヒューム自身の主張とは裏腹に、前2巻での言葉遣いや理論的枠組みが多分に導入されており、道徳論における各論を道徳論内部のみで理解することは難しい。

そこで本発表は、『人間本性論』第一巻で詳しく説明されている「信念」の理論に着目しながら、ヒュームにおけるいわゆる「道徳的信念」というものについて考察を行う。ヒューム哲学における「信念」は、極めて特殊な性格をもち、その解釈は困難をきわめる。そのために「信念」が、道徳哲学に関する研究においてこれまで注目されること少なかった。だが、冒頭引用箇所に見られる「義務についての意見」や「責務についての意見」とは、ある種の「信念」であると考えられる。そしてその内実は、第一巻における議論を入念に踏まえることで明らかになると思われる。もちろん、事実判断における「信念」と道徳判断における「道徳的信念」とがまったく同じものではないだろうし、その違いを注意深く浮き彫りにしていくことが必要となる。しかしながら、ヒューム哲学における「信念」が生成される基本的枠組みは第一巻の中に凝縮されており、この基本的枠組みをおさえることが「道徳的信念」について考察する上で不可欠と考えられる。加えて、「信念」が「意見」と言い換えられるとき、ヒュームは「信念」に何らかの権威や力を結びつけて述べている。「信念」及び「意見」と結びつけられている権威や力について考察する際にも、第一巻での議論が参考になると思われる。

本発表では紙幅の都合上、第一巻における「信念」と「道徳的信念」との関係について検討することがメインとなる。とはいってもこの検討は、今後ヒューム道徳哲学の他の議論を考察する上での有用な基盤となることだろう。

## カントの目的論とイギリス経験論

田中 正司（横浜市立大学名誉教授）

アダム・スミスが目的論を前提した議論を展開していたことは、ハスバッハやヴェブレンなどがいち早く指摘していた事実であったが、目的論を中心とするスミスの神学的解釈は一般的には受容されていない。その理由は、目的論の形而上学的曖昧さと、スミスの倫理学や経済学は経験原理だけで説明できるから神学は無用であると考えられる点にある。しかし、目的論が現実の科学的分析には不必要な無用の長物にすぎないかどうかについては、実際にはかなり問題がある。本報告は、こうした否定的見解に応答するため、スミス理論の神学的枠組みの認識批判を試みる。その手掛りとして、カントの『判断力批判』と「世界市民的視点からみた普遍史の理念」を援用する。

カントは『判断力批判』の第2部で、生物学の知識に基づいて、宗教改革神学とその影響を受けた科学革命思想に基づく機械論的自然観では、目的追求活動を行う有機体や自然の構造は認識しえない次第を明らかにしている。その一方で、神の存在と属性の目的論的証明論としての自然神学をきびしく批判している。しかし、カントの自然神学批判は、神の存在を証明する根拠を自然そのものの中に見出すことはできないということで、目的論自体の否定ではない。その次第は、彼が歴史哲学では徹底した歴史目的論を展開していることからも傍証される。カントは、神学と目的論とが別物である理由を明らかにしたうえで、自然目的の活動に基づく作用⇒目的実現の根拠とそのプロセスを論理化するとともに、その帰結としての自然の客観的合目的性が判断力原理に基づいて承認されうる次第の論証を主題としていたのである。

カントは、こうした論理展開の過程で自然法則概念の目的論的構造を明らかにするなど、西欧思想の根本原理を理解するうえで不可欠な多くの示唆に富む論理を展開している。にもかかわらず、カントは「自然の究極目的」が認識不可能であることから、人間の目的を問う理性主義的実践道徳論に移行している。

これに対し、自然神学の伝統から出発した18世紀のイギリス経験論の頂点に立つアダム・スミスは、神の創造した自然の摂理（カントのいう自然の客観的合目的性）の存在を前提していたため、カントのように理性を自然に優越させる理性主義に走ることなく、自然そのものの世界に内在する作用⇒目的実現の過程の徹底した経験分析を通して社会科学を成立に導くことができたのであった。スミスとカントとの最大の相違点は、スミスがカントのように自然を離れた理性主義に走ることなく、最後まで自然=生命=感情の世界に止まっていた点にあるが、スミスの論理にはカントの目的論との共通点が多く、機械論的自然観と異なる目的論的な論理に基づくダイナミックな人間・社会認識が数多く見られることが注目される。

18世紀の自然主義にも数多くの潮流があることはいうまでもないが、カント的な認識批判を踏まえるとき、自然神学思想を母体とした18世紀の社会科学の目的論的構造とそのもつ意味がクリアになり、機械論的・力学的経験論だけでは事態の真実に迫りえない次第が知られることであろう。そうした問題点について試論的に論及したい。

## R.M.ヘアの普遍化可能性概念の形式性について

佐藤 岳詩（北海道大学大学院生）

R.M.ヘアによれば、道徳判断の持つ最も重要な論理的性質は「普遍化可能性」と「指令性」である。本発表ではそのうち特に普遍化可能性に注目し、この原理が形式的であるというヘアの主張の擁護を試みる。

ヘアは普遍化可能性原理を形式的原理であるとし、それゆえに諸処の道徳理論に中立な論理的制約であると論じる。彼がそう述べた二十世紀中頃以来、多くの議論がこの主張の是非を巡って繰り広げられてきた。とりわけ多く主張されるのは、ヘアの述べる普遍化可能性原理は単なる論理的制約を超えて拡張されており、一つの実質的道徳的主張であるという批判である。普遍化可能性のテーゼはヘアにとって欠くことのできないものであり、その否定はヘアの倫理学全体を揺るがす。そのためこれらの批判をもって、ヘアの理論はメタ倫理学としては失敗だったと見なされる風潮が世界的に見て強い。

たとえばヘアはその倫理学の中で行為者に「他者の選好の考慮」を要請する。それによれば我々は行為にあたって他者の立場に立ってその選好を正確に再現し、しかもそれを平等に取り扱わなければならない。ここから彼は独自の主張である選好功利主義を導出する。これに対しマッキーは「普遍化の三段階」という概念を提出し、形式的な普遍化と言えるのは第一段階のみであるが、ヘアはその三段階目までを行ってしまっていると述べる。そのためマッキーによればヘアの普遍化可能性原理は強すぎる普遍化であり、これは実質的な原理であり主観的である。

またウイリアムズは「選好の正確な再現」の箇所に疑問を呈する。我々が他者の選好を正確に再現しなければならない、という主張は平等主義に基づく実質的な主張なのではないか、と彼は述べる。

同様に、フェルドマンと奥野は「選好の平等な取り扱い」という要請も形式的ではないと主張する。たとえ選好の正確な再現という要請が形式的原理であったとしても、なぜその選好を平等に扱わねばならないのか。他者の選好を考慮にはいれつつ、あくまで自分の選好充足を重視してもよいのではないかと、彼らは問う。この点でもヘアはやはり実質的な普遍化可能性原理を主張しているとされる。

これらの批判に対し、本発表はヘアの擁護を試みる。普遍化可能性原理はそれ自体として道徳的結論を導出しない点で形式的である。普遍化可能性原理は道徳判断に特有のものではなく、あらゆる記述判断や価値判断に共通の性質である。普遍化可能性原理は美的文脈で用いられれば美的結論を、数学の文脈で用いられれば数学に関する結論を導出する。道徳的結論を導出するのは、普遍化原理ではなく文脈が持つ道徳性である。

また確かに選好功利主義という実質的原理は普遍化可能性原理なくしては導出されないが、その中の「選好の再現」と「平等な取り扱い」を要請するのは普遍化可能性原理ではない。むしろそれを求めるのは合理性であり、指令性である。普遍化可能性原理が扱うものは「判断相互の関係が無矛盾であるか」という問題であり、「道徳判断においては何をどのように考慮すべきか」という問題はその範囲外である。ヘアの理論において後者を決定するのは指令性と合理性である。

しかしヘアの理論が完全に形式的なものとなるかというと、一概にそうとは言えない。それは合理性という制約がそれ自体一つの実質的主張であり得るためである。普遍化可能性原理も選好の考慮も合理性の課す制約ではあるが、そもそも我々は合理的でなければならないのだろうか。そしてまた、ヘアの普遍化可能性原理は形式的であるがゆえに、判断の内容に対して何らの制限を加えないという決定不全性の問題を抱える恐れがある。本発表は最後にこれらの問題を指摘し、さらなるヘア研究が必要であると結論する。

## R.ノージックの心理状態説批判の検討

水野 俊誠（慶應義塾大学大学院生）

個人の福利についての心理状態説とは、「当人の心理状態のみが当人の福利のレベルを決定する」という考え方であり、功利主義の本質的な構成要素であるとされる。本発表では、心理状態説に対する代表的な批判、即ち「経験機械」の思考実験を援用したR.ノージックによる批判及びそれに対する反論を取りあげて検討を加える。そして、ノージックの議論には複数の解釈が可能であり、少なくとも一つの解釈によるその議論は心理状態説に対する適切な批判になると論じる。

心理状態説は、現代でも依然として根強い支持者を持つが、様々な批判にさらされてきた。そのなかでR.ノージックが次のような「経験機械」の思考実験を援用して行った批判は、とりわけ重要なものである。その思考実験とは、「超詐術師の神経心理学者があなたの脳を刺激して、偉大な小説を書いている、興味深い本を読んでいるなどとあなたが考えたり感じたりするようにさせることができるとしよう。その間中ずっとあなたは、電極を取り付けられたまま、タンクの中で漂っている。あなたの人生の様々な経験を予めプログラムした上で、あなたはこの機械に一生繋がれているだろうか」というものである。この「経験機械」の思考実験を援用して心理状態説を次のように批判することができる。即ち、「(1) 経験機械があるとしよう。(2) 全ての人が経験機械に繋がれる機会を提供されたとしたら、一部の人はそれに繋がれることを選択しないだろう。(3) その機械に繋がれないことを選択する人は、当人の望ましい心理状態以外のもの（達成、ある種の人になること、現実の世界について理解すること等）を究極の動機として持つので、当人自身の望ましい心理状態は当人の唯一の究極の動機となることができない。(4) それゆえ、心理状態説は誤りである」。

「経験機械」の思考実験を援用した心理状態説批判に対して、以下のような反論が差し向けてきた。第1に、達成、ある種の人になること、現実の世界について理解を深めることのよう、望ましい心理状態以外のものを我々が欲するのは、それらが望ましい心理状態をもたらすからでしかない。このように、当人自身の望ましい心理状態が当人の唯一の究極目的である。それゆえ、心理状態説は適切である。

第2に、ある人々が経験機械に繋がれないことを選択するのは、その機械に繋がれることが自己愛的な逃避であるという考えがもたらす不快が、その機械がもたらす期待される快より大きいからである。このように、その機械に繋がれない選択は心理状態説に基づいて説明できるので、心理状態説は経験機械による批判をかわすことができる。

第3に、望ましい心理状態以外のものが持つとされる価値は、非反省的な社会実践の産物に過ぎない。例えば、達成の価値は、原始時代により多くの獲物を仕留めた者が仲間から賞賛されたことの名残であるかもしれない。このように、望ましい心理状態以外のものが持つとされる価値は十分な根拠を持たない。

第4に、個人の心の外部から見れば、達成等の価値は疑わしい。その理由として、トルストイの『戦争と平和』のような優れた作品でさえ世界の創造と比較すればほとんど意義を持たないこと、誰でもトルストイのような作品を書けるとすればそれらの作品は高く評価されないこと、達成の価値が潜在能力の実現に存するとすればトルストイの達成はネズミの潜在的能力の卓越した顕在化よりも重要であるとは言えないこと、永遠の観点から見れば私がする全てのことは重要でないことが挙げられる。

ノージックの議論に対するこれらの反論はどれも十分な説得力を持たないと本発表では論じる。さらに、ノージックの議論について複数の異なる解釈が可能であり、少なくとも一つの解釈によるその議論は心理状態説に対する適切な批判となると論じる。

## ミルにおける二つの自由概念

米原 優（東北大学大学院生）

自由という言葉はきわめて多義的である。そして、『自由論』の著者であるジョン・スチュアート・ミルの思想においても、二つの自由概念が存在する。一つは、『自由論』の主題とされる自由であり、彼自身が「市民的あるいは社会的自由」と呼ぶものである。もう一つは、『論理学の一体系』第六巻第二章にて言及される自由、すなわち「道徳的自由」である。本発表の課題は、この二つの自由概念はそれぞれ何を意味するのか、そして、両者はいかなる関わりを持つのか、この二点を明らかにすることである。

両著で論じられている自由に連関が存在することを指摘した研究として、しばしば言及されるのが、G・W・スミスによる研究である。しかし、彼の見解にはいくつかの誤りが存在すると言わざるを得ない。その中でもとりわけ問題とすべきは、『自由論』において主題とされる自由と『論理学の一体系』にて言及される自由が、同一の自由概念を指示しているとみなされている点である。それに反し、ミルの思想において、この二つの自由は敢然と区別されている。

では、この二つの自由概念はそれぞれ何を指しているのか。まず、『自由論』における、社会的（市民的）自由とは、一言で言えば、強制からの自由である。この場合の強制として特に問題とされているのは、ある人が、それを行わなければ処罰を科すという一種の脅しのもとで、特定行為の遂行を強いられるというかたちでの強制である。しかし、ミルはこの種の強制を全面的に否定しているわけではなく、各人に強制されるべき諸行為は存在し、この種の諸行為こそ義務と呼ぶべきものであると考えられている（なお、処罰や義務に関するミルの見解については、拙稿「ミルの寛容論—『自由論』における二種類のペナルティについて—」、『倫理学年報』第56集、2007年を参照）。それゆえ、『自由論』にて論じられる社会的自由という概念に基づけば、自由な人とはこのような義務以外の行為の遂行を強制されていない人であるということになる。

他方、『論理学の一体系』において言及される道徳的自由とは、自身を取り巻く様々な環境（たとえば、法、統治形態、世論などがこの種の環境に含まれる）を、自身が追求する目的の達成に資するものへと変革する、個人の力を指す。このような道徳的自由という概念に基づけば、自由な人とは自分が望むように環境を変革することができる人である。『論理学の一体系』第六巻第二章において採り上げられる宿命論とは、この種の道徳的自由を、言い換えれば、個人は自分が望むように環境を変革する力を持ちうる存在者であるということを否定する立場であり、それゆえに批判の対象となっている。また、『自由論』や『代議制統治論』においては、自分が望むように環境を変革しようと努力する人が、積極的性格を持つ人と呼ばれ、望ましい特質の持ち主であると考えられている。

このように、社会的自由と道徳的自由はそれぞれ別個の概念を指示しており、社会的自由という概念に基づけば自由といえるような人が、道徳的自由という概念に基づけば自由ではないということもありうる。しかしながら、このことは、両者の間にはいかなる関連も存在しないということを意味しない。というのも、社会的自由を人々に保障しなければならないのはなぜかという問い合わせに対し、その保障によって、各人が自身の望むように環境を変革することが容易となるからであるという回答をミルは与えると考えられるからである。

発表においては、二つの自由概念が上述のような特徴と関連を持つことを、ミルの諸著作を中心に、その他の論者の論考にも適宜言及しつつ明らかにする。

## ロールズのミル解釈——自由原理と公共的理由——

池田 誠（北海道大学大学院生）

ジョン・ロールズは1960年代後半から95年の退職までハーバード大学で道徳哲学史と政治哲学史の講義を行っており、その講義録が去る2000年と07年（それぞれ『道徳哲学史講義』、『政治哲学史講義』）に、彼の許可のもと編集・出版された。後者の講義録には、社会契約論者のホップズ、ロック、ルソーのほか、ロールズが『正義論』以後論敵とみなし続けた功利主義を代表する二人の論客、J. S. ミルとH. シジウィックを扱う講義が収録されている。ロールズはつねに、主題となっている論者の理論と自らの理論「公正としての正義」との比較を念頭において講義を行った。ゆえに本書では、『正義論』や『政治的リベラリズム』の中ではあまり論じられることのなかったロールズと歴史的論者たちのつながり・共通点・相違点が、またとりわけロールズの豊かな功利主義理解が、ほかでもない彼自身の言葉によって語られている。

本発表では、このうちロールズのミル解釈について論じる。彼自身の正義の理論が「現代の立憲民主制社会」とそこに生きる「市民」という二つの構想をもとに構成されているように、ロールズは、ミルのリベラルで権利基底的な功利主義を解釈する際、その根底に存在するミル独自の（近代）社会観・人間観に注目する。ロールズは、ミルが近代世界の特徴と考えていたもの、およびそのもとで生きるすべての人々に共通する心理的傾向と四つの恒久的利益（permanent interests）と考えていたものを明らかにし、これを軸として、ミルの功利主義の特徴である「快の質的区別」「正義の保障と功利の最大化は矛盾しないこと」「自由原理の位置づけとその功利主義的正当化」を理解するための一貫した展望を与える。

ロールズのミル解釈にはとりわけ興味深い点が二つある。第一の点は、『自由論』『女性の隸従』でミルがときおり言及する「近代世界の諸原理（the principles of the modern world）」は、（社会正義の問題に焦点を絞る場合には）実質的に正義の二原理と同じ含意を持つものだとロールズが考えている点である。第二の点は、ロールズがミルの自由原理を、後期のロールズ正義論における重要な概念「公共的理由（public reason）」——多様な価値観が共存する現代の民主制社会において、市民が公権力を行使し互いにルールを課しあう際に訴えることが許される理由——を識別する基準となる原理と解釈している点である。ロールズは『正義論』では功利主義を打倒すべき論敵としていたが、『政治的リベラリズム』以降は一転、功利主義も正義の二原理を支持する——二原理を焦点とする「重なり合うコンセンサス」を形成する候補となりうる——と主張している。

このように、ロールズは自らの政治哲学とミルの政治哲学の間に多くの類似を見出している。私は、ロールズ自身のこの判断について批判的吟味を加えたい。私は、ロールズの見込みとは異なり、ミルの功利主義的リベラリズムがロールズの正義の第二原理、とりわけ格差原理をも支持しうるかどうかについては疑惑を抱いている。この点について、私はミル講義では触れられるにとどまっていた『政治経済論（Principles of Political Economy）』を参考にして、正義の分配的側面に関するミルの考え方を取り出し、ロールズの正義論と比較する。また、ロールズは重なり合うコンセンサスを形成する候補として、さらにベンサムやシジウィックの総効用功利主義を挙げているが、ミルとロールズの間に見られる親和性・共通性が彼らの功利主義についても妥当するかどうかについても考察を加えたい。

## 進歩主義と出版—出版業者ジョージフ・ジョンソンをめぐって—

嘉陽 英朗（甲南大学経済学部非常勤講師）

いわゆる「長い18世紀」に入ると、それまでの政府およびギルドによる検閲と出版統制が徐々に緩み、出版の自由と著作権の確立（それはいまだ著者より書籍業者を念頭に置いたものではあったが）に向けての動きが始まった。それについて、出版物の内容も、暦や祈祷書、古典、評価の定まった作品（たとえばシェイクスピアなど）から一歩踏み出し、新規著作家を発掘して新刊書を出版する試みが本格化し、18世紀半ばにはかなりの隆盛を見るようになった。近代的な文筆家・出版業者・読者が出現し始めたのである。この頃また、著作家の支援者も、貴族や富豪から新しい一般読者へと移行しはじめていた。こうした変化の過程で、一時的にではあるが、出版業者が特異な重要性を帯びたのであった。

本発表では、この動きが最盛期を迎えていた18世紀末に、特に進歩主義・啓蒙の著作家たちを熱心に発掘・支援して、「出版業者の父」とも呼ばれた一人の出版業者、ジョージフ・ジョンソン（Joseph Johnson, 1738-1809）を取り上げ、進歩主義と出版の関係について考察してみたい。

ジョンソンはリヴァプール近くにバプティストの子として生まれ、1752年、徒弟としてロンドンの書店に出た。1760年代に入ると、独立してまず手帳等で財を築き、それを元手に、念願であった社会改良のための出版に着手、非国教徒向けの宗教書、医学・農学等の実用書から始め、科学、教育、児童書、雑誌などへと分野を広げた。良質の著作を質素な作りで安価に普及させる経営方針は、当時において斬新で、書店は急速に隆盛に向かった。

この頃から、ジョンソンはフュースリ（画家）、プリーストリなどとの交流を始めたが、特に後者はジョンソンと非国教徒（ユニテリアンの教育機関ウォリントン・アカデミー関係者）、学術団体（王立協会や月光協会）のネットワークを結び、後の活動の基礎となった。

当時の出版業者は、狭義の出版にとどまらず、印刷の手配から流通・販売、著者の発掘・育成から生活の援助（金銭、住居、食事、さらには人生相談まで）、その他副業（薬の販売など）などを広く行っていたが、ジョンソンは著者の発掘と支援に特に大きな力を注ぎ、その眼力と寛大さで、周囲に大きな知的サークルを形成することになったのである。

1770年代から死の間際までの毎週の夕食会を中心に、多くの知識人が集まつた。ペイン、プライス、フランクリン、ウェイクフィールド、エイキン父子（宗教家・医師）、エラズマス・ダーウィン、ワーズワース、ゴド温、ウルストンクラフト、マルサス……。その範囲はきわめて大きく、中でも若い世代は少なからずジョンソンの発掘と援助で世に出たのである。これらの知識人の多くは、程度の差こそあれ基本的に進歩派で、当時の社会・経済・文化に何らかの批判的意見を抱く人々であった。非国教徒・「自由思想家」・スコットランド人・アイルランド人・外国人そして女性。また医学や数学、生物学などの科学（こうした新しい学問は、社会的少数派の進出を許す分野でもあった）を身につけた、新しいタイプの知識人も多かった。ジョンソンは、アメリカ独立革命やフランス革命前後の困難な時代に、ときに危険を冒しながらも、これらの人々にもてなしと、交流・意見発表の機会を与えた（評論誌の先駆けの一つ Analytical Review も重要である）、自らも事業を拡大したのであった。

こうした状況を考えると、ジョンソンの存在がなければ、この時代の進歩主義と啓蒙の様相は、また違ったものになっていたであろう。そして、特に当時においては、出版を巡る状況は、単なる付隨的な事柄ではなく、重要なコンテキスト、あるいはテキストの一部にさえ織り込んで考えるだけの、歴史的重要性を持つものであったと、言えるのではないであろうか。

## 個人研究報告

**グラッドストンの『教会との関係における国家』とマコーリーの「グラッドストン論」**  
**—初期ヴィクトリア朝における「政教分離」をめぐる議論の一事例として—**

信澤 淳（駒澤大学大学院生）

「政教分離」が近代国家の根本原理の一つであることは、自明の理とされてきた。しかしながら、二十一世紀の初頭の現在においても、その実現を果たした国家は少なく、むしろ政教一致を主張する国家が増大する傾向がある。その状況をふまえて、2006年に『歴史における政教分離』と『信仰と他者』の二つの論集が刊行されている。しかし、残念なことに、この二つの論集では、十九世紀前半のイギリスには、重きは置かれていない。

十九世紀前半のイギリスでは、アメリカ独立とフランス革命を端緒とする動乱の時代の社会不安を背景に、ベンサムら功利主義者ないしは哲学的急進派によって政教分離が主張される一方で、福音主義運動とオックスフォード運動を典型とする宗教的感情の高揚から政教一致もまた強く叫ばれていたのであった。そして、1830年代以降の改革のための法案の成否を左右したものは、政教分離の是非をめぐる議論であったのである。ユダヤ教徒の解放、アイルランド問題、そして救貧と教育などをめぐる議論が、イギリスの国制の根幹としての国教会体制を揺るがすことになるのではないかとする疑義が呈されたことにより、しばしば暗礁に乗り上げたのである。庶民院においても貴族院においても、政教分離をめぐる議論は、選挙法改正や人民憲章をめぐる議論以上に、深刻な対立を招来していたのである。そして、政教一致を主張するトーリーの論客の一人がグラッドストンであり、政教分離を主張するホイッグの論客の一人がマコーリーであった。

それでは、グラッドストンとマコーリーは、それぞれいかなる議論を行っているのか。二人の説く政教一致と政教分離は、それぞれいかなる意味を有しているのか。本報告では、グラッドストンの『教会との関係における国家』（1838年）とマコーリーの書評「グラッドストン論」（1839年）をもとにして、考察を加える。グラッドストンは、国家は国定教会を持たねばならず、その国定教会の信仰を広めることが国家の主たる目的であり、国定教会の信仰を支持しない人物は公職から排除されねばならないと主張する。さらに、グラッドストンは、スコットランド、アイルランド、そして植民地もイングランドと同じく英國国教会を国定教会としなければならないと主張するのである。これがグラッドストンの政教一致である。これに対して、マコーリーは、国家の主たる目的は人身と財産の保護にあり、国家の目的と信仰を結びつけることはこの主たる目的の障害となるのであり、公職に就くための資格を信仰と結びつけはならないと主張する。そして、スコットランドなどにイングランドと同じ英國国教会を国定教会とすることを強要することは、連合王国とその帝国の解体を意味することに他ならないと、説くのである。これがマコーリーの政教分離である。しかし、マコーリーは国教会の解体自体は主張しない。国教会のボランタリーの組織への移行も主張しない。マコーリーの主張は、国教会体制の維持を認めた上で政教分離の主張なのである。それは、一見、クルックシャンクの説くように、不徹底な主張であり、ハンバーガーの説くように、極端に走ることを避け中道につくことを選んだ主張であるように、思える。しかし、マコーリーの政府の目的や教会の役割に関する一連の議論と、同時代の国家と教会の関係についての議論の文脈の中で、とらえ直すとき、それが両者の指摘とは異なる様相を帯びたものとなることを、本報告では明らかにする。

なお、本報告におけるマコーリーに関する議論は、ブリティッシュ・ライブラリー所蔵のマコーリーの「グラッドストン論」初校、マコーリーの論文・演説・書簡、さらに2007年の年末に刊行予定のマコーリー日記を、有機的に利用した、管見の限りでは、初の試みである。

## R. G. コリングウッドの実在論批判——初期テクストを中心に

春日 潤一（カーディフ大学大学院生）

R. G. コリングウッドの哲学的思考において、実在論（realism）批判という要素は無視できない重要性を帶びている。自身の知的発展を描いた自伝 *An Autobiography*（邦題：玉井治訳『思索への旅』）には、その実在論批判の彼自身の手によるコンパクトな概観が、実在論者らへの彼の激しい敵意とともに描かれている。

彼が20世紀初頭にオックスフォードに学んだときの哲学教師は、当時オックスフォードを覆っていたJ. Cook Wilsonらを中心とした実在論者たちであった。だが、第一次大戦後に軍務からオックスフォードに戻ってからは、彼は教師たちの実在論的立場に批判的な立場を取りはじめ、その克服がひとつの哲学的課題となる。その批判の基礎は、彼が批判すべき実在論の教説の核心的命題として Cook Wilson の‘knowing makes no difference to what is known’という命題を挙げていることからもうかがえるように、認識論的問題にあったといえる。すなわち、認識主体（knowing subject）とその対象（object）の関係性について、Cook Wilsonらの実在論が、対象は認識主体から独立して存在しておりいかなる影響も受けないと考えるのに対して、コリングウッドは、そもそも認識主体と対象という二元論は誤謬であり、言語上の区別はできても分離はできないという一元論的主張をするのである。この認識論的実在論批判が、彼が他方で従事していた古代史研究によって得られた方法論的問題意識と相俟って、よく知られた彼の歴史哲学をはじめ、形而上学、政治哲学などといった哲学的思考全体へと発展していったことが示唆されている。さらに彼の実在論批判は、哲学的次元にとどまるものではなく、自伝執筆當時英國をはじめヨーロッパを脅かしつつあったファシズムの擁護者あるいは黙認者として実在論を批判するなど、よりアクチュアルな問題にも及んでいるのである。したがって、少なくとも彼自身の説明によれば、彼の哲学はとりわけ初期においては実在論との対峙を通して形成され発展したのであり、実在論批判を理解することは、彼の哲学全体を包括的に理解するには不可欠な手がかりとなるはずである。

以上のような視座から、本発表では彼の反実在論の形成を探究する第一歩として、彼の最初の包括的な哲学的著作といえる *Speculum Mentis* (1924) を中心としたコリングウッドの比較的初期の著作に焦点を絞って扱いたい。彼の初期思想は、実在論的とされる最初期の *Religion and Philosophy* (1916) に始まり、‘*Libellus de Generatione*’ (1920)、1923年の暮れに発表された認識論的実在論を論じた‘*Sensation and Thought*’などを経て、1924年の *Speculum Mentis* にて一応の体系的著作として集成を見る。ところがこの *Speculum Mentis* について、Van der Dussenらはこの著作における《歴史》の概念を実在論的であると主張し、他方、Boucherらはそのような解釈は誤読であると批判しており、先行研究ではその哲学的性格をめぐって議論が分かれているのである。ゆえに本発表ではこの *Speculum Mentis* を、とくに前述の認識論的問題から取りあげることによって、この著作の哲学的性格について再検討したい。この試みは、彼の哲学形成の重要な要素たる実在論批判の骨格に光を当て、後期の思想発展を探究する上で一定の展望をも提供してくれるだろう。

## From States of Nature to the Natures of States

Christopher Yorke (University of Tokyo, University of Glasgow)

This paper will focus on the political philosophy of John Locke and Thomas Hobbes, discursively framing their works — especially Locke's Second Treatise of Government and Hobbes' Leviathan — as a debate concerning not only the essence of humankind, but also the essence of statehood. Upon our tentative acceptance of these theorists' depictions of human nature (via human behavior in their respective states of nature), it is clear that various forms of government come to seem plausible, possible, implausible, or even impossible in their light. Moreover, the dissimilar type of agents that Locke and Hobbes represent cannot reasonably be expected to accept, and adhere to, social contracts which do not admit of corresponding differences in their bases or content. Thus, I hope to show that a simple linear representation of social contract theory as [Flawed Human Beings >> Flawed State of Nature >> Necessitated Social Contract >> Normatively Ineradicable State] ignores important disparities in the content of each step along the way. Hobbes' nasty brutes, for example, require a strong, centralized form of government to control them; Locke's blank slates, armed with the natural light of reason, arguably require considerably less state management, and so are open to weaker, decentralized forms of governance.

A secondary goal of the paper is to criticize the typical ideological function of state of nature theory. Like any myth of origin, state of nature scenarios tend to front-load the ideology of the present regime snugly into its fictional past, working backwards from the recognition of the powerful state to an idealized justification of the same; as in: [Normatively Ineradicable State >> Justified Social Contract >> Flawed State of Nature >> Irrelevance of Individual Human Beings]. Locke and Hobbes, to name but two, seem to take the fact of the state as their unacknowledged starting point, while advertising it as the conclusion of their arguments. This inherently conservative mode of theorizing chiefly tends to produce 'ideology' in Mannheim's sense of the word, in contrast with the 'utopia' presented via more critical forms of political theory. For the sake of contrast, I will discuss the state of nature theory of Ando Shoeki, a Japanese philosopher born 14 years after the publishing of Locke's Second Treatise. In his *Shizen Shinneido*, Shoeki uses the state of nature device as a truly revolutionary tool to undermine the authority of existing government, by claiming that that human beings are essentially cooperative and that human society begins in, and should return to, the form of a peaceful farming community (in doing so, he implicitly condemns the Tokugawa shogunate). Due to Shoeki's optimistic depiction of human behavior in the state of nature, in his schema the state of war (or a war of all against all) is avoidable. Thereby, the seeming inevitability of statehood which typically arises from state of nature theory is brought into question, as in Shoeki we have an instance of a state of nature theory that is able to consistently, and completely, bypass the problems posed by a hypothetical state of war, and thus also the apparatus of statehood typically invoked via the employment of a social contract.

## 第1報告

## 言語行為論による政治的自由論の再検討

森 達也（専修大学兼任講師）

J・L・オースティンの言語行為論、特にその発語内的力に関する考察は、行為論と権力論の接点に私たちの注意を喚起した。第一に、それは個々の言語行為が「慣習」と呼ばれる言説的な場の状況によって担保されていることを示した。A・ギデンズは、この慣習の道徳的および政治的な側面を、行為の「意味の創出」と「権力の格差」との関係から説明している。ここから導かれる「構造としての権力」という見方は、伝統的な主意主義的権力観、S・ルーカスの言う「一次元的権力観」とは対照的である。第二に、それは個々の発話行為が慣習を「構造化」するという事態を明らかにする。発話行為の発語内的力を担保する慣習は、個々の発話を一方的に規制するだけの静的な存在ではなく、J・デリダやJ・バトラーが指摘するように、発話行為の反復と共に（差異を伴って）更新される動的な存在である。

権力観の相違はその裏面にある自由観の相違を示す。主意主義的権力観に対応するのは、他者に妨害されずに自らの意志を貫徹できること、すなわちI・バーリンの言う消極的自由である。消極的自由、所有権、自發的交換を中心とする古典的自由主義のモデルにおいて、会話は本質的に私的なものとして位置づけられる。公共的討論は公共的問題が存在する限りにおいて必要であるとすれば、その理想的社会状態において満足した個々の有産市民は会話する必要をもたず、公共的活動への参加費用（時間的、金銭的、道徳的）はむしろ個人的自由を削減すると考えられる。

他方で構造としての権力に対応するのは共和主義的な自由観である。P・ペティトは『自由の理論』の中で、政治的自由を会話の隠喻によって説明している。彼は自由を合理性や意志に関連づける議論を排しながら、言語行為論に依拠した「談話のコントロールとしての自由」という考え方を提示する。談話は、談話者の間に一定の関係性の存在を前提とするがゆえに、自由を公共的次元において説明する。それは私たちの間の快適な関係性、具体的には「話しやすい間柄」を意味する。ある人格が自由であるとは、他者との関係において談話上の対等な地位を有することにあり、共和主義の政治的目標は、その妨げとなる権力関係、すなわち「支配従属関係（domination）」の除去にあるとされる。

ペティトの説明は包括的であり、かつ、社会学的観点からも一定の説得力をもつ。だがもし、オースティンが言うように事実確認的発話と行為遂行的発話の区別が自明でないとすれば、彼の提示する自由概念を、政治的自由を表象するその真理性の程度の観点から評価するだけでは十分ではなく、私たちに対して発揮されるその「発語内的力」の観点からも検討しなければならない。なぜなら、あらゆる自由概念が常に何らかの隠喻を通じて語られているとすれば、G・レイコフが言うように、その隠喻は「ある概念の一側面を他のものを通じてわれわれに体系的に理解させる」一方で、「必然的に概念の他の側面を隠して」いると考えられるからである。

したがって私たちは、言語行為論によって導かれる自由の共和主義的イメージに対しても一定の留保が必要である。それがあらわにする側面が何であり、それが隠してしまう側面は何なのか。隠された側面は、政治的自由の考察と実践にとって重要なものであるのかどうか。バーリンは『二つの自由概念』において、西欧政治思想の伝統における自由概念の複数性に注意を喚起した。彼は1950年代の諸論考において、隠喻による世界観の構築という考えに基づき、单一の隠喻が私たちの思考と行為を全面的に支配することの危険を「隠喻の具象化」という言葉で示している。彼の論考が出版後半世紀にわたって影響力を保っているのは、まさに彼がこの隠喻の複数性（多元性）を提示した点にあるのではないか。こうした認識の下、政治的自由論における言語行為論の役割とその含意を批判的に検討することが本報告の課題である。

## 第2報告

## 言語行為における人称性と労働の交換

伊勢 俊彦（立命館大学）

オースティンが言語の行為遂行的な機能を（再）発見したとき、とくに注目し強調したのが、行為遂行動詞を第一人称現在のかたちで用いる明示的な行為遂行的発話であった。「私がお約束します」という文の発話が、実際に約束を行なうという機能を果たしうるのに対して、「あの人は約束している」や「私は約束した」を用いることによって行なわれるには、約束がなされている、あるいはなされたという事実の確認にとどまる。しかし同時に、「私がお約束します」という文も、それを心の中で唱える内的な発話でしかないかぎりは約束という行為を構成しえない。明示的な行為遂行的発話は、それが差し向けられる相手を必要とする点で、第二人称的な側面をも必然的にもつと考えられる。

ヒンティッカがデカルトの「コギト」のうちに行為遂行性を見て取ったように、言語行為論の洞察を先取りするかのような議論が近世の哲学者のうちに見出されることはまれではない。（「コギト・エルゴ・スムは推論か行為遂行か」）とはいって、「私は存在しないのか」「いや、存在する」という内的対話としての思惟行為には、多くの発語内行為を特徴づける第二人称的性格はいまだ現われない。これに対して、ヒュームが、約束の成立は一定の言語表現の明示的な使用に依存し、内的な心の作用は約束の成立にとって十分条件でも必要条件でもないとした議論は、言語行為の第二人称性に対する明らかな認識を示したものといえる。（『人間本性論』第3巻第2部第5節）

約束という言語行為、及びそれに伴って発生する約束履行の責務自体は還元不可能なしかたで第二人称的である。他方、何によって約束は拘束するかという、約束の拘束力の根源についていえば、それが約束の当事者それぞれが第一人称的な観点から見た善にもとづくのか、それとも、約束を受ける側の持つ、約束の履行を要求する道徳的な権威、約束をなす側によるその権威の承認にもとづくのかという問い合わせられる。要するに、約束が成立するのは、善ないし自己利益にもとづくのか、それとも道徳的人格の相互承認にもとづくのかという問題である。このような問い合わせ立てる立場からは、ヒュームの議論は約束の拘束力の源泉を共通利益の感覚ないし利益の共通感覚としての合意 convention に求め、第二人称性の固有の次元を第一人称性に還元しようとするものといわれるであろう。（たとえば Stephen Darwall, *The Second-Person Standpoint*.）

しかしながら、私の見るところでは、このような問題の立て方自体が、生身の体において実現する人間の具体的な生と、ひとつの抽象にすぎないわゆる理性とを分離して考える哲学の病弊の現われである。言語行為論にかかるれば、言語行為を支配する機構のうちに理想的なコミュニケーション的合理性を見出し、そのような合理性によって成り立つコミュニケーション共同体を構想しようとするハーバーマス流の議論も、同じ病弊のもうひとつ現われといえるであろう。こうした現代の哲学者たちよりも近世スコットランドの哲学者たちの方が、道徳的主体としての人間と、労働し生活する人間との関係をより具体的に構想していたのではなかろうか。なんばくヒュームは、約束という言語行為を第一義的には労働の交換として理解していた。つまり、道徳的な要求の源泉である理性的な人格に先立ち、その成立条件を構成するものとして、その身体をもって生活し労働する人間を見出すという観点をヒュームの議論は提供しているのである。このような観点は、われわれが現在の時点に立って人称性をめぐる諸問題を考察するさいにも大きな意義をもつであろう。

## 第3報告

## 社会的コミュニケーションの論理的ダイナミクス（II）

山田 友幸（北海道大学）

社会的コミュニケーションに参与している合理的エージェントについて考える際、そのようなエージェントが発話により何を達成しているのかを明確に理解するためには、発語内行為 (illocutionary acts) と発語媒介行為 (perlocutionary acts) の区別が決定的に重要な役割を果たすように思われる。たとえば、ファン・ベンタムとリュウは「 $\phi$ ということを成り立たしめよ」という指令 (command) を選好の変化の引き金として考察した際、「少なくとも指令の発信者が課した選好をわれわれが受け入れるならば」(van Benthem & Liu, 2007) という条件つきで、この指令が「直観的に言うと、 $\phi$ の成り立つ世界をそうでない世界より望ましいものにする」と述べている。彼らが感じた留保条件の必要性は、指令という発語内行為がそれとしての限りでもたらす効果とそれがわれわれの選好に対してもたらしうる発語媒介的な効果との間にある重要な論理的ギャップを反映している。われわれは音声でコントロールされるドアのような仕方で言語行為によって機械的にコントロールされるわけではない。われわれは有効な指令に対してさえも従わないことができるるのである。

このギャップは、発語内行為の理論の基礎に関わる問題を浮かび上がらせる。言語行為の概念が真剣に受け止められるべきものであるならば、言語行為を行ふことが可能でなければならない。言語行為によってもたらされる変化の観点からそれぞれの言語行為を特徴づけることができれば、言語行為を行ふの一般理論のもとでとらえることが可能になる。発語媒介行為の場合は、その効果を同定することははある意味では容易である。発語媒介行為とは相手や話し手や他の人々の感情、考え、あるいは行為に対して「リアルな効果」をもたらす行為であり (Austin 1955)、それらのリアルな効果が認識されることなしに認識されることはないからである。しかし発語内行為については、ものごとはそう簡単ではない。発語内行為は、音声を発することや文字を書くことに伴う諸条件をのぞけば、いわゆる生の事実 (brute facts) を直接に変化させることなく、かといってわれわれの態度や行動に対する発語媒介的効果によって特徴づけられうるわけでももちろんないからである。

この問題に対するオースティンの答えは簡明なものであった。それによれば発語内行為は、「われわれが単なる慣習的結果に過ぎないとみなすような事柄」をその効果とする行為なのである。しかし、ストローソン (Strawson 1964) 以来、ほとんどの哲学者、言語学者、コンピュータ科学者たちは、むしろグライスの路線もしくはその修正版に従い、相手にさまざまな効果をもたらそうとする話し手の意図の観点から言語使用を特徴づけようとしてきた。だが彼らが持ち出す話し手の意図は、発語内行為を構成するには不十分であるか、発語媒介的な効果への言及により発語内行為と発語媒介行為の区別を曖昧にするという問題を含んでいる。発語内行為によって何が達成されるのかを解明するためには、発語内行為の効果を発語媒介行為の効果から単離することが必要である。慣習的な効果をもたらす行為というオースティンの見方はまさにこの場面で興味深い示唆を与えてくれる。この報告では、近年登場した動的認識論理の手法を義務論理に応用することで得られる動的義務論理と動的選好論理を組み合わせることにより、オースティンの示唆に添う形で指令の発語内行為の効果と相手の選好を変化させる発語媒介行為の効果を区別できる論理 (Yamada 2007) が得られることを紹介したい。

## 会場案内

### ◎帝京大学八王子キャンパスへのアクセス

#### <所在地>

東京都八王子市大塚359  
TEL ■■■ 0120 (508) 739

※「帝京大学構内」行きのバスを利用すると便利です

#### ◎京王線 豊蔵桜ヶ丘駅 (新宿駅より特急で 25 分)

○京王バス 2 番のりば「帝京大学構内」行きに乗車し 13 分、  
終点「帝京大学構内」下車

○京王バス 1 番のりば「南大沢駅」・「多摩センター駅」・  
「京王堀之内駅」行きに乗車し 13 分、「帝京大学入口」  
下車、徒歩約 4 分

#### ◎京王線 高幡不動駅 (新宿駅より特急で 28 分)

○京王バス 1 番のりば「帝京大学構内」行きに乗車し 10 分、  
終点「帝京大学構内」下車

○京王バス 1 番のりば「白草園地」・「豊蔵桜ヶ丘駅」行き  
に乗車し 10 分、「白草園地」下車、徒歩約 7 分

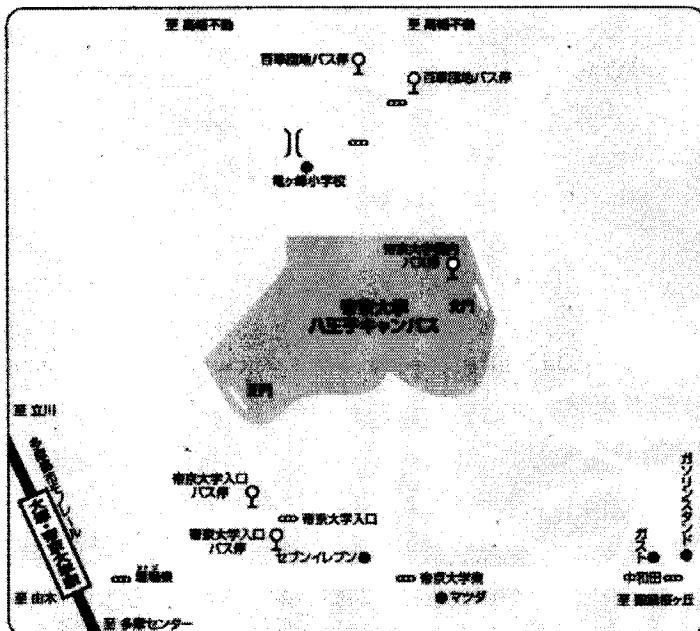
#### ◎京王相模原線・小田急多摩線 多摩センター駅

○京王バス 4 番のりば「帝京大学構内」行きに乗車し 14 分、  
終点「帝京大学構内」下車

○京王バス 4 番のりば「松ヶ谷経由豊蔵桜ヶ丘駅」行き  
に乗車し 11 分、「帝京大学入口」下車、徒歩約 4 分

#### ◎多摩都市モノレール 大塚・帝京大学駅

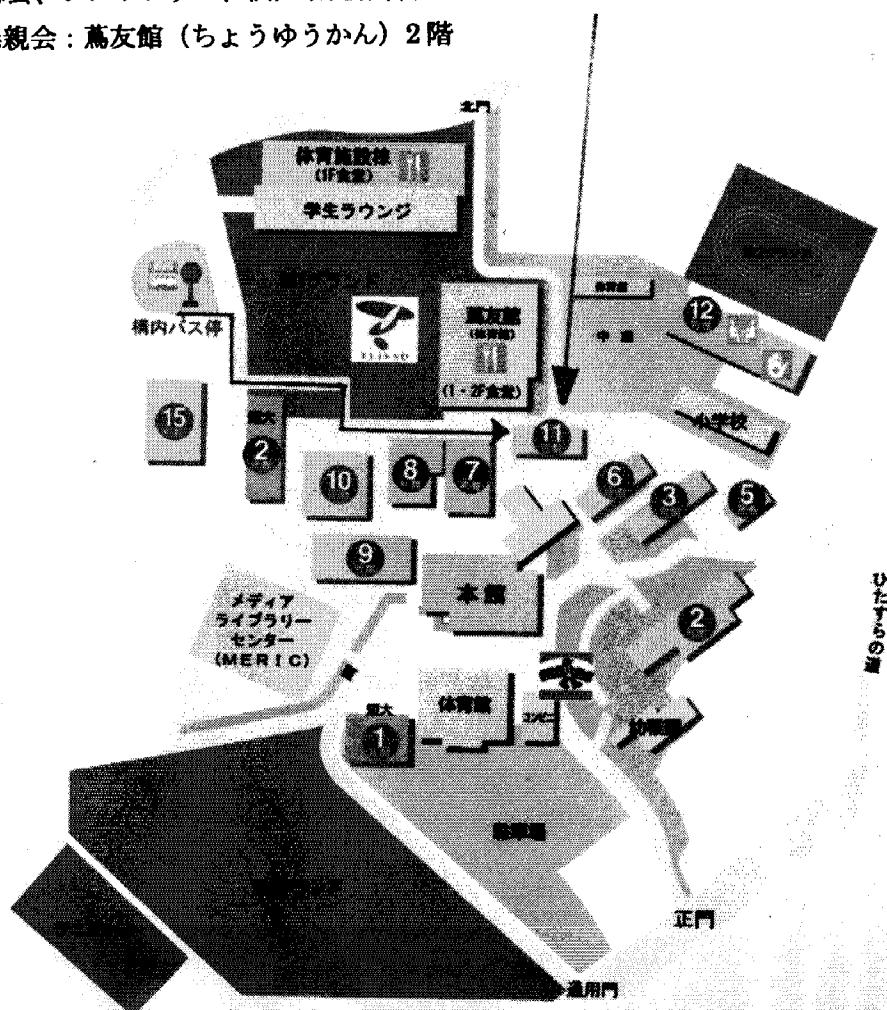
○徒歩約 15 分



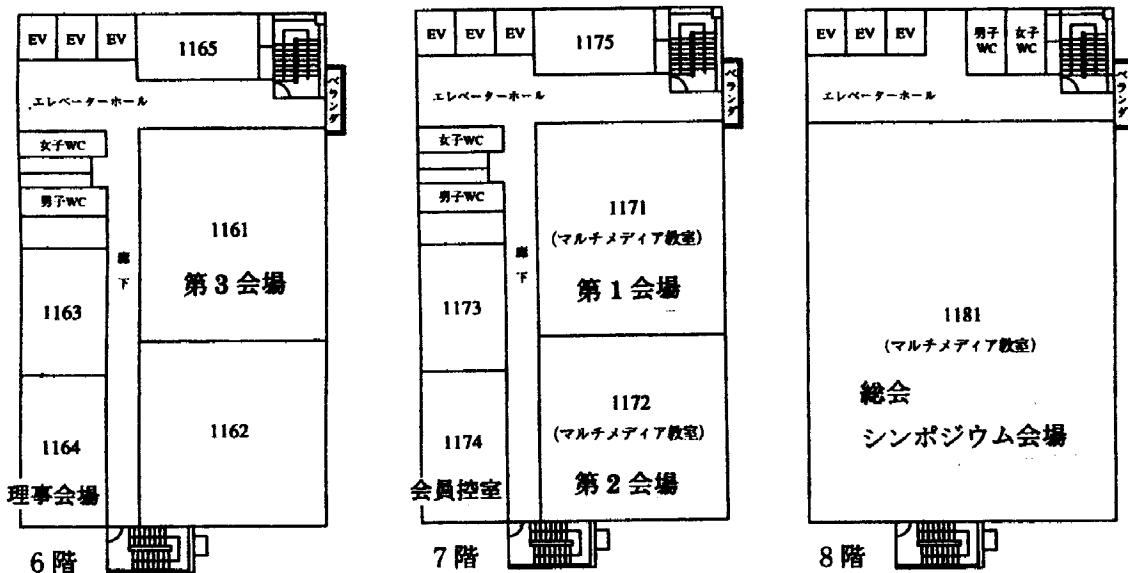
### ☆キャンパス内建物配置図

総会、シンポジウム、個人研究報告、理事会：11号館 6、7、8階

懇親会：薦友館（ちょうゆうかん）2階



## ②11号館 6,7,8階教室配置図



## \*2008年3月27日(木)懇親会前後の「帝京大学構内」から各駅への京王バス時刻表

聖蹟桜ヶ丘駅行き	高幡不動駅行き	多摩センター駅行き
17時 10、30、50	17時 7、17、27、37、47、57	17時 9、29、49
18時 10、30、50	18時 7、17、27、47	18時 9、29、49
19時 10、30、50	19時 7、27	19時 9、25
20時 10、30、50		
21時 10、30、50		

◇宿泊施設案内：宿泊される方は各自でご予約をお願い致します。高幡不動駅、多摩センター駅、京王八王子駅近くのホテルが便利です。

調布	調布アーバンホテル ホテル・ツインズ東京調布 調布クレストンホテル	042(486)9321 042(499)0330 042(489)5000	東京都調布市飛田給1-1-25 東京都調布市布田1-47-4 東京都調布市小島町1-38-1	京王線飛田給駅徒歩7分 京王線調布駅東口徒歩1分 京王線調布駅北口徒歩1分
府中	マロウド・イン東京 ホテルコンチネンタル ビジネスホテルサンライト本館	042(369)1111 042(333)7111 042(360)3111	東京都府中市若松町1-4-1 東京都府中市府中町1-5-1 東京都府中市寿町2-3-9	京王線東府中駅北口徒歩1分 京王線府中駅北口徒歩1分 京王線府中駅北口徒歩5分
八王子	シティホテル高幡 京王プラザホテル多摩 八王子プラザホテル セントラルホテル八王子	042(591)1121 042(374)0111 042(646)0111 042(625)1311	東京都日野市高幡1005-6 東京都多摩市落合1-43 東京都八王子市明神町4-6-12 東京都八王子市上野町6-7	京王線高幡不動駅徒歩2分 小田急線・京王線多摩センター駅徒歩1分 京王線京王八王子駅徒歩1分 JR八王子駅北口徒歩7分 JR八王子駅南口徒歩10分 京王線京王八王子駅徒歩15分
	京王プラザホテル八王子 マロウド・イン八王子 シーズイン八王子 パレスホテル立川	042(656)3111 042(623)7111 042(625)0051 042(527)1111	東京都八王子市旭町14-1 東京都八王子市三崎町6-11 東京都八王子市寺町43-2 東京都立川市曙町2-40-15	JR八王子駅北口徒歩0分 JR八王子駅北口徒歩3分 JR八王子駅北口徒歩6分 JR立川駅北口徒歩6分 多摩モノレール立川北駅徒歩4分
	立川グランドホテル ザ・クロストホテル立川	042(525)1121 042(521)1111	東京都立川市曙町2-14-16 東京都立川市錦町1-12-1	JR立川駅北口徒歩3分 多摩モノレール立川北駅徒歩4分 JR立川駅南口徒歩7分 多摩モノレール立川南駅徒歩8分
	橋本シティホテル	042(774)8100	神奈川県相模原市橋本6-4-12	JR・京王線橋本駅北口徒歩3分

◆宿泊につきましては、京王観光八王子教育旅行支店でも帝京大学八王子キャンパスにアクセスのよい施設を紹介しております。Tel: 042-631-4731 Fax: 042-631-8372 <http://www.kingtours.com/teikyo-u>

hachikyo@keio-kanko.co.jp 営業時間 9:00~18:00 土、日、祝 休業

# 《会員の皆様に——大会参加にあたって》

## 1. 学会費

学会費未納分のある会員は同封の振替用紙にて郵便局でお振り込みください。未納分のある会員にのみ、振替用紙を本案内に同封しています。また、封筒の宛名ラベルの右下には2007年度分までの請求額が印字されています。(0もしくはマイナスの数字は会費が納入済みであることを示します)。年会費は6,000円です。なお大会会場での会費納入の受付は行いません。

## 2. 大会参加費

1,000円を大会受付にてお支払い下さい。ただし、大学院生会員については参加費が免除されます。非会員の方には2,000円（大学院生は1,000円）をお支払いいただきます。

## 3. 昼食

3月27日、28日とも11時から13時まで蔦友館1階奥の教職員食堂が営業しております。しかし提供可能な食事数に限りがありますので、両日において弁当（600円）も販売します。ご希望の方は、同封の出欠届け用の葉書に記入をお願いします。（学外の食堂も数箇所営業しておりますが、分かりづらい上に、往復で徒歩10-15分程度は必要です。）

## 4. 懇親会

会場 帝京大学八王子キャンパス 蔦友館2階 食堂

3月27日（木）午後6時開宴。懇親会費（一般会員6,000円、大学院生会員4,000円）を大会受付でお支払いの上、懇親会券をお受け取りください。

## 5. 会場校問合せ先（大会事務局）

〒192-0395

帝京大学文学部 冲永宣司研究室

Tel & Fax 0426-78-3587（不在時には留守電状態に致しております。）

E-mail sho-oki@d6.dion.ne.jp

日本イギリス哲学会第32回総会・研究大会プログラム・報告要旨

発行日 2008年2月1日

発行者 日本イギリス哲学会 会長：寺中 平治

事務局 〒150-8983 東京都渋谷区広尾4-3-1

聖心女子大学文学部哲学研究室内 日本イギリス哲学会

事務局担当理事 米澤克夫 E-mail yonezawa@u-sacred-heart.ac.jp

Tel 03-3407-5913 Fax 03-3407-5587 郵便振替 00110-8-14654

学会ホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsbp/>